

☆夏井おおすぎ保育園☆

今年も千本桜が咲きほこる中、お散歩に行ってきました。保育園にいながらにして千本桜が望める好立地な場所。この時期はお家の人と何度も出かける子供もいる中、お友達と出かけるのはまた格別のようでした。

行きは足早に歩き、大きなこいのぼりが風に吹かれて元気に泳いでいる姿を目にすると「わぁ大きい！」とみんな大喜びでその下を歩いていきました。



千本桜をバックにはいチーズ！！

お散歩～お花見～

満開の千本桜をバックに写真撮影。とても気持ちの良いお散歩となりました。帰りは少し疲れた様子の子供たちも保育園に戻ってからお花見のお団子を食べ、元気を取り戻していました。



みたらし団子おいしいよ♡



千本桜きれいだったね☆

「戦没者などのご遺族の皆さまへ」

第10回特別弔慰金が支給されます

◆特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

◆支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族など援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母など)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給。

(一)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族など援護法による弔慰金の受給権を取得した人

(二)戦没者などの子

(三)戦没者などの①父母、②孫

③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

◆支給内容

額面25万円、5年償還の記名の国債

◆請求期間

平成30年4月2日まで(請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください)

◆申請窓口

健康福祉課

◆その他

なお平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。

健康福祉課 ☎72-6934

(平日午前8時30分から午後5時15分まで)